

農業経営相談窓口実施要綱

令和 5 年 4 月 1 日

一般社団法人東京都農業会議

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人東京都農業会議（以下「本会」という。）が実施する農業経営相談窓口（以下「本事業」という。）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本事業は、東京都の委託を受け、農業経営基盤強化促進法 11 条の 11 の役割を担うものである。農業経営の改善及び発展、法人化、継承のほか、農業者・新規就農者等の抱える課題など、農業経営にかかる様々な相談に対し、専門家を配置して適切な支援を行うことにより、農業者等の経営力の向上を図り、もって東京農業の持続的な発展に資することを目的とする。

(事業の対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、原則として東京都内に農地の権利を有する農業者及び法人、その経営に従事する者、並びに都内での就農を希望する者（法人を含む）とする。

2 前項に該当する場合であっても、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者その他本会が支援対象先として社会通念上適切ではないと判断した者は、本事業の対象から除外する。

(農業経営相談窓口の設置)

第 4 条 本会は、本事業を実施するため、東京都の委託を受け、本会事務所に農業経営相談窓口（以下「本事業」という）を設置する。

2 農業経営相談窓口は、各種担当分野に適した本会職員を相談員、専門家を専門相談員として配置する。

3 農業経営相談窓口は、相談員が、相談を希望する対象者（以下「相談者」という。）からの申込み（来所、電話、電子メール、FAX、手紙等）を受けてこれに対応する。

4 本会は、相談内容に応じて適する専門相談員を選定し、専門相談員と連携して相談者を支援する。

(相談内容の守秘義務及び保管管理)

第5条 相談員及び専門相談員は、相談の存否を含め、相談の対応により知り得た相談内容等の秘密を厳守するとともに、本会の許可なく知り得た情報の開示及び公開や自己の利益のために利用してはならない。

2 相談内容は、相談カルテに記載して保管し、その取扱いに留意するとともに、外部に漏洩しないよう厳重に管理する。

(専門相談員の役割及び要件)

第6条 専門相談員は、本事業を行う専門家として第7条に基づき本会が登録した者をいう。

2 専門相談員は、相談者の農業経営に係る諸課題の解決を図るための適切な支援を行う。

3 前項の役割を果たすため、専門相談員は、心身に健康であり、農業者等の支援に誠実に意欲を持って取り組むことができ、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 弁護士、税理士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士等の公的資格を取得後5年以上経過し、かつ当該専門分野に関する事業を営む者及びその事業に従事する者。

(2) 当該専門分野に関する業務に10年以上の経験を有する者

(3) その他経歴・能力及び東京の農業経営の相談状況等から、特に必要と判断した者

(専門相談員の登録)

第7条 本会は、前条の要件を満たす専門家からの申請に基づき、審査の上、本事業の運営に有用な人材と判断した者を専門相談員として登録する。

2 専門相談員の登録期間は2年間とする。ただし更新を妨げない。

3 前項の更新に際しては、登録期間中の相談活動実績の評定及び本事業上の必要性に基づいて判断する。

4 専門相談員の登録期間中に、専門相談員が第6条に規定する要件を具備していないことが明らかとなったとき、又は第8条に規定する専門相談員としての義務に違反する等、本会が専門相談員として適切でないと判断した場合には、その登録を抹消する。

(専門相談員の義務)

第8条 専門相談員は、自らの役割を誠実に果たさなければならない。

2 専門相談員は、第5条に規定する守秘義務及び保管管理を遵守するとともに、本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ってはならない。

3 専門相談員は、相談員と連携・協力して本事業の円滑な遂行を図り、本事業の目的達成に貢献する。

(成果の帰属)

第9条 本事業によって得られた相談者の成果に係る権利は、原則として相談者に帰属するものとする。

(細則)

第10条 本事業の運営に関し、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

この要綱の改正は、令和5年4月1日から適用する。